〇食品表示法(平成 25 年法律第 70 号)(抜粋)

(食品表示基準の策定等)

- 第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる 事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択す るために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定め なければならない。
 - 一 名称、アレルゲン(食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。)、保存の方法、消費期限(食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。)、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項 2~6 「略〕

(食品表示基準の遵守)

第五条 食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

(指示等)

第六条 食品表示基準に定められた<u>第四条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)が表示されていない食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)の販売をし、又は</u>販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣(内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあっては、内閣総理大臣)は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2~8 「略〕

(公表)

第七条 内閣総理大臣、<u>農林水産大臣</u>又は財務大臣<u>は、前条の規定による指示</u>又は命令<u>をした</u>ときは、その旨を公表しなければならない。

(立入検査等)

第八条 [略]

2 農林水産大臣は、第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項以外の表示事項又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項以外の遵守事項に関し販売の用に供する食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

 $3 \sim 9$ [略]

(センターによる立入検査等)

- 第九条 農林水産大臣は、前条第二項の規定によりその職員に立入検査又は質問を行わせることができる場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)に、食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業員その他の関係者に質問させることができる。
- 2 <u>農林水産大臣は</u>、前項の規定によりセンターに立入検査又は質問を行わせるときは、 センターに対し、当該立入検査又は質問の期日、場所その他必要な事項を示してこれ を実施すべきことを指示するものとする。
- $3 \sim 5$ [略]

〇食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)(抜粋)

(横断的義務表示)

第三条 食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品(業務用加工食品を除く。以下この節において「一般用加工食品」という。)を販売する際(設備を設けて飲食させる場合を除く。第六条及び第七条において同じ。)には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、別表第四の上欄に掲げる食品にあっては、同表の中欄に掲げる表示事項については、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

[略]	
原材料名	1 <u>使用した原材料を次に定めるところにより表示する。</u> - <u>原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。</u> 二・三 [略] 2・3 [略]
〔略〕	

2 前項に定めるもののほか、<u>食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際</u>(設備を設けて飲食させる場合を除く。)<u>には、同表の中欄に掲げる表示事</u>項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

〔略〕

輸入品以 原料原産地	1 対象原材料(使用した原材料に占める重量の割合が最
外の加工 名	も高い原材料(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法
食品	
_	規定に基づく酒類の表示の基準において原産地を表示す
	ることとされている原材料及び米穀等の取引等に係る情
	報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一
	年法律第二十六号)第二条第三項に規定する指定米穀等
	(米穀及び別表第十五の1の(6)に掲げるもちを除
	く。) の原材料である米穀を除く。) をいう。以下同
	じ。) の原産地を、原材料名に対応させて、
	次に定めるところにより表示する。
	一 〔略〕
	二 対象原材料が加工食品であるもの (別表第十五の
	2から5までに掲げるものを除く。) <u>にあっては、</u>
	<u>次に定めるところにより表示する</u> 。
	イ 国産品にあっては、国内において製造された旨
	を「国内製造」と、輸入品にあっては外国におい
	て製造された旨を「○○製造」と表示する $(○○$
	は、原産国名とする。)。ただし、国産品にあっ
	ては、「国内製造」の表示に代えて、「○○製
	造」と表示する(○○は、都道府県名その他一般
	に知られている地名とする。)ことができる。
	ロイの規定による原産地の表示に代えて、当該対
	象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品
	の名称と共にその原産地を表示することができ
	<u>5</u> .
	ハ 〔略〕
	三~六 〔略〕
	$2 \sim 7$ 〔略〕
[略]	

【中日,

3 〔略〕

(義務表示)

第十条 食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際(容器包装に入れないで、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡(販売を除く。)の用に供する場合を除く。)には、次の各号に掲げる表示事項がそれぞれ第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書の規定は適用しない。

一~三 〔略〕

四 原材料名

五~十 〔略〕

十一 <u>原料原産地名</u> (一般用加工食品の用に供する業務用加工食品の原材料であって、当該一般用加工食品において第三条第二項の表の輸入品以外の加工食品の項の規定による

原料原産地の表示の義務があるもの(同項下欄の1の二の口の規定により当該一般用加工食品の対象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の原産地を表示することを売買の当事者である食品関連事業者間で合意した場合(次号及び第二十四条において「当事者間で合意した場合」という。)にあっては、当該生鮮食品。)となるものの原産地に限る。)

十二~三十 〔略〕

 $2 \sim 4$ [略]

○魚介類の名称のガイドライン (抜粋)

(生鮮食品)

- 1 魚介類の名称(一般ルール)
 - ① 魚介類の種ごとの名称の表示

<u>魚介類は</u>、種により品質や価格に違いがある場合が多いため、消費者の商品選択に際し種名は重要な情報となることから、種による形態や品質の違いが生産者や流通業者の間で認識され、これが取引価格に反映されている場合は、<u>原則として、種ごとの名称を</u>表示してください。

なお、消費者の商品選択に資するためには、消費者に正確な情報を提供する必要がある一方で、馴染みのない標準和名等の表示によって消費者が混乱することがないよう配慮する必要があります。このため、種に応じて、標準和名を基本としつつも、より広く一般に使用されている名称があれば、この名称を表示することができます。

②•③ 「略〕

 $2 \sim 6$ [略]

(加工食品)

1 水産物加工食品の原材料名(一般ルール)

水産物加工食品は、一般に加工度が低く原材料がおおむね原形をとどめているものから、加工度が高く複数の原材料が混合使用され原形をとどめていないものまで多種多様なものがあります。このため、水産加工品の原材料名については、魚介類の名称のルールを基本としつつ、品目特性に応じてその内容を最も的確に表し一般に理解される名称を表示してください。

また、塩干物や味付け切り身等生鮮食品に近似する加工度の低い水産物加工品については、消費者からの要望も踏まえ、魚介類の名称のルールに準じて原材料名を表示してください。

(別表1)

国産の生鮮魚介類の名称例(抜粋)

種・亜種の標準和名	左欄に代わる一般的名称	学名	備考		
	例 	(種名)			
【魚類】					
カラフトマス	アオマス(*3)、ピンクサーモン	Oncorhynchus gorbuscha	*3地方名		
<u>サケ</u>	<u>シロサケ、アキサケ</u> (*4)、アキアジ(*4)	Oncorhynchus keta	* 4 季節名		